

集合契約について

< 特定健康診査・特定保健指導を全国の実施機関で受診できるための仕組み >
～ 被用者保険（健保・共済等）にご加入の被扶養者の方のために～

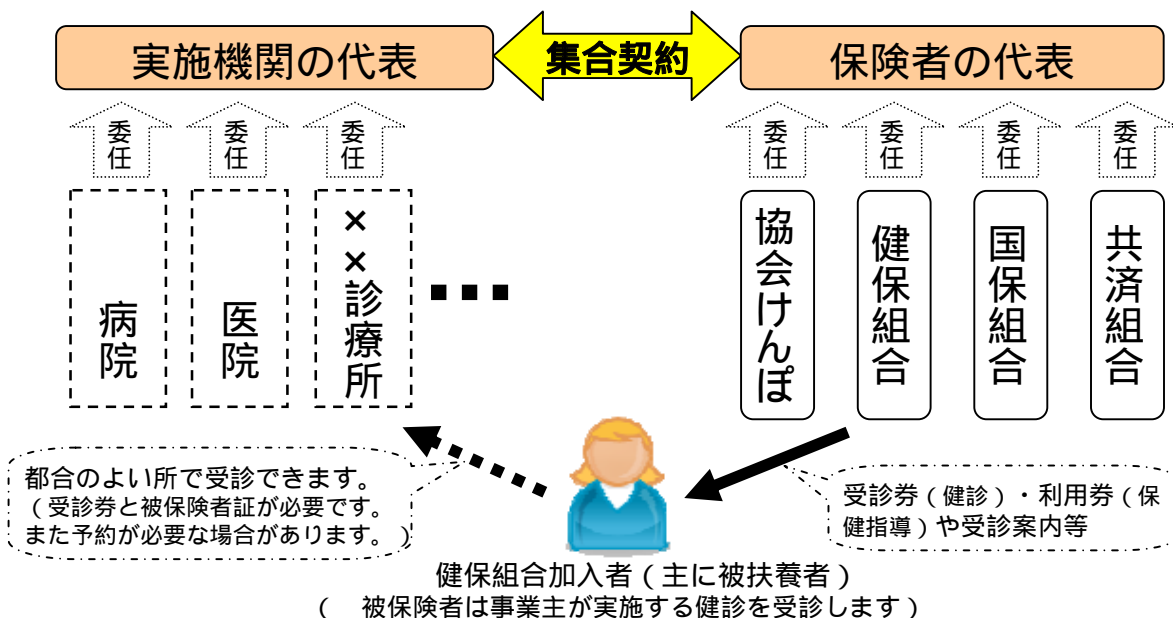
平成20年4月から始まった特定健診・保健指導は、市町村ではなくご加入の医療保険の**保険者 が契約(委託)する医療機関等(実施機関)**で受けることとなっています。

全国のあらゆる地域にお住まいの誰もが利便よく健診・保健指導を受けられるように、保険者が全国の実施機関と効率的に契約する「集合契約」という全国共通のしくみが整えられています。但し、このしくみに参加する保険者は、受診券の様式等一定の共通ルールを守る必要があります。

保険者：健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことを『保険者』といいます。（ 国民健康保険、全国健康保険協会(旧政管健保)、 健康保険組合、 共済組合、 国保組合など）

集合契約とは？

「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が、委任を受けた実施機関や保険者を代表して契約します。（保険者、実施機関がそれぞれ多数の契約を準備しなくてよくなります。）



(集合契約以外の契約形態) 個別契約とは？

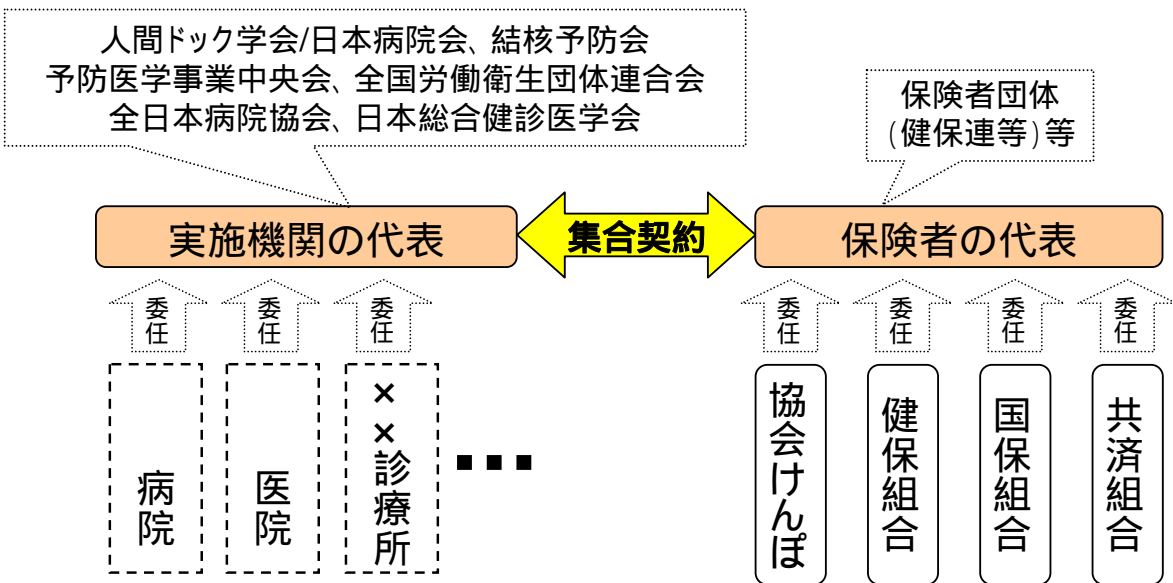
最も単純な契約形態で、保険者と実施機関が1対1で契約を結ぶものです。契約条件等が比較的自由に設定でき、**集合契約における全国共通ルールに縛られません**。保険者は集合契約と個別契約の両方を締結している場合もあります。

集合契約の種類は？ 少し複雑な内容です

集合契約には、保険者や実施機関によるグループの作り方で様々な種類がありますが、次のA・B 2つのパターンが主なものとなります。(各保険者・実施機関はどの契約グループにも重複参加できます。)

パターンA (全国単位)

保険者と実施機関それぞれの全国グループ同士の契約



パターンB (都道府県単位)

市町村国保の実施機関との契約 (国保加入者と同じ実施機関で受診できる)

